

## 令和8年度 第2回教育研究評議会議事要録

日 時：令和8年5月14日（木）14:20～15:25

場 所：対面（水戸キャンパス事務局棟3階第一会議室）及びオンライン（Microsoft Teams）併用

出席者：佐川学長、乾理事・副学長（総括・企画・評価）、大久保理事・副学長（教育）、倉本理事・副学長（学術）、下山田理事（社会連携・基金運営）、菊池理事（ダイバーシティ・国際）、蓮井人文社会科学野長・人文社会科学部長、勝二教育学野長・教育学部長、中村基礎自然科学野長・理学部長、豊田応用生物学野長・農学部長、田中地域未来共創学環長、菅谷評議員、上地評議員、阪口評議員、宮嶋評議員、戸嶋評議員、鈴木評議員、高橋評議員、新井評議員、田内評議員、小林評議員、伊丹評議員、西川副学長（教学マネジメント）、池田副学長（国際連携）

欠席者：横木応用理工学野長・工学部長・理工学研究科長

監事監査規則第9条第2項に基づく出席者：人見監事、白田監事

議 題：

審議事項

- 1 茨城大学名誉教授の選考について
- 2 第4期中期目標期間4年目終了時評価に係る「現況調査表」について
- 3 国立大学法人茨城大学利益相反マネジメント規程の一部改正について

報告事項

- 1 令和8年度（2026年度）茨城大学監事監査計画について
- 2 令和8年度入学者選抜の実施及び受入状況について
- 3 こども性暴力防止法の施行に基づく学内対応について
- 4 令和8年度全学教職センター・スチューデントサクセスセンター・グローバルエンゲージメントセンター兼務教員について
- 5 令和8-9年度地球・地域環境共創機構兼務教員等について

## 議 事 概 要

I 審議事項（○：構成員 ●：報告者、事務局等）

1 茨城大学名誉教授の選考について

学長から、茨城大学名誉教授の選考について、資料1に基づき審議願いたい旨提案があった。次いで、人事労務課長から規程や選考方法等について、各学野長から候補者の推薦理由について説明があり、Web投票の結果、候補者13名全員への名誉教授称号授与が了承された。

2 第4期中期目標期間4年目終了時評価に係る「現況調査表」について

学長から、第4期中期目標期間4年目終了時評価に係る「現況調査表」について、資料2に基づき審議願いたい旨提案があった。次いで、UAオフィス長から説明があり、提案のとおり了承された。

3 国立大学法人茨城大学利益相反マネジメント規程の一部改正について

学長から、国立大学法人茨城大学利益相反マネジメント規程の一部改正について、資料3に基づき審議願いたい旨提案があった。次いで、産学連携課長から説明があり、審議の結

果、説明概要内の役職表記について、修正を行うこととしたうえで、提案のとおり了承された。

## II 報告事項

- 1 令和8年度（2026年度）茨城大学監事監査計画について  
監事から、令和8年度（2026年度）茨城大学監事監査計画について、資料4に基づき報告があった。
- 2 令和8年度入学者選抜の実施及び受入状況について  
理事・副学長（教育）から、令和8年度入学者選抜の実施及び受入状況について、資料5に基づき報告があった。
- 3 こども性暴力防止法の施行に基づく学内対応について  
特命理事（教育・財務）から、こども性暴力防止法の施行に基づく学内対応について、資料6に基づき報告があった。

### 【主な意見】

○2026年内に規定を整備し、運用を開始するという理解でよいか。特に関係する学部等においては、既に準備が進められているものと認識しているが、来年度の学生募集等に向けて、早めの対応をお願いしたい。

●2026年12月25日の法施行に向けて、規則等の整備については11月開催の経営協議会及び役員会が実質的な期限となるため、それまでに進める。学生への周知については、2026年1月30日付で大学ホームページに掲載する形で実施しており、その中で、教育実習などがカリキュラムに含まれる学生については、性犯罪前科の確認が求められる可能性がある旨を説明している。また、仮に性犯罪前科があると確認された場合には、教員免許等の取得ができなくなることの可能性や、卒業（修了）要件を満たせない可能性があること、さらには、入学時等に同意書や誓約書の提出を求める予定についても周知している。

○募集要項にも記載するという理解でよいか。

●そのとおりである。

○教育実習以外にインターンシップやボランティア等についても記載があるが、実際にはどのような取扱いとなるのか。

●例えば、小学校で教育活動に関わるボランティアを行う場合であっても、法令上の対象となるかどうかは、支配性・継続性・閉鎖性の三要件をすべて満たすかによって判断される。したがって、1回限りのボランティアであれば、継続性を欠くため、通常は対象外と考えられる。一方、本学附属小学校等において何らかのイベント等を実施する場合で、当該三要件に該当する学生については、本学において確認を行うことになる。また、附属学校以外の学校で実施する場合には、当該市町村又は教育委員会等、受入先の学校現場において確認が行われることになる。なお、基本的には小学校等が制度上の対象となり、大学自体はその対象ではない。

- 4 令和8年度全学教職センター・スチューデントサクセスセンター・グローバルエンゲージメントセンター兼務教員について  
理事・副学長（教育）から、令和8年度全学教職センター・スチューデントサクセスセンター・グローバルエンゲージメントセンター兼務教員について、資料7に基づき報告があった。
- 5 令和8-9年度地球・地域環境共創機構兼務教員等について  
地球・地域環境共創機構長から、令和8-9年度地球・地域環境共創機構兼務教員等について、資料8に基づき報告があった。

### Ⅲ 監事からの意見

・こども性暴力防止法の施行に基づく学内対応について、2026年12月25日の施行に向けて関係規程の整備・改正その他必要な手続及び準備を漏れなく進めていただきたい。令和7年度に、新たな制度や法令改正への対応に際し、学内規則等の改正が施行日に間に合わず遡及適用となった事例が複数あったことを踏まえ、今後は制度改正等の内容が判明した段階で必要な手続やスケジュールを整理し、学内会議等を通じて早期に共有・確認しながら進める仕組みを整備する必要がある。

・令和8-9年度地球・地域環境共創機構兼務教員等に関連し、ベトナムをはじめとするASEAN諸国との統合気候変動科学研究が進められていることを踏まえ、今後はSATREPS等への申請も視野に入れ、外部資金の確保について検討いただきたい。

### Ⅳ その他

#### 1 会議資料の公開について

資料1のみ非公開

#### 2 次回の教育研究評議会について

6月11日(木)14時00分からハイブリッド形式(対面:水戸キャンパス事務局棟第一会議室、オンライン:Microsoft Teams)にて開催